

平成 22 年(ワ)第 47553 号

原告 槌田敦

被告 東京大学ほか

2010 年 6 月 29 日

原告準備書面(2)

東京地裁民事部第 26 部 御中

原告 槌田敦

被告準備書面(2)に反論する

原告準備書面(1)に対し、被告は被告準備書面(2)において、単に「否認ないし争う」と記すのみでその否認する根拠も争う内容も示さなかった。これでは「答えない」と本質的に変わらず、民訴法 159 条①でいう「自白」である。

このことを明確にするため、下記のように質問をするので、誠実に回答されたい。

第一 『地球温暖化懐疑論批判』の出版経緯と小宮山宏氏のかかわり

1 冒頭部分(被告準備書面(2)p1)

『地球温暖化懐疑論批判』の原型が明日香氏の私的コメントであることを認めたが、両者には大きな違いがある。その違いは「Our mission」と「はじめに」に加筆された記述である。その記述に小宮山氏と住氏がかかわることを否認するのか。否認する場合は根拠を、争う場合はその内容を示せ(以下、同じ)。

2 出版経緯(p2,4 行)

「東京大学が『コメント』の改訂に介入し、書き直させたという趣旨であれば否認する」とあるが、明日香氏の私的印刷物であった「コメント 2.4」までと東京大学が参加して後の「コメント 3.0」の内容には大きな違いがある。この違いは、東京大学が介入したのではなく、むしろ住教授らが積極的に書いたということなのか。

それならば、小宮山前東大総長の談話「明日香寿川教授、住明正教授が中心となって、しっかりと反論しています」(甲 7-7)と内容に矛盾がないので、理解し易い。

3 変質した内容

(1)p2,10 行

「コメントに悪口雑言があり、原告に対する名誉毀損であるとの主張は否認ないし争う」とある。では、投稿論文が学術誌に掲載されない理由について「被害妄想と自己過剰の賜物」(「コメント」Ver.2.4 p9)としたことは悪口雑言ではないのか。

(2)p2,12 行

「第3段落から第5段落までは否認ないし争う」とある。

第3段落 「目的とした」かどうかはともかく、結果として「名誉毀損および侮辱し、社会的評価が殺される」ことは認めるか。

第4段落 「加筆された9項目の内容は科学者または評論家として失格を意味する」ことは認めるか。

第5段落 その結論として「このような議論の多くは、これまでの科学の蓄積を無視しており、しばしば独断的な結論を導いているとしている」ことのどこを否認し、どこを争うのか。

(3)p2,15 行

「第8段落の事実を否認する」とあるが、何を否認するのか。「5月発行予定」か、「明日香私的印刷物の形式に戻した」ことか、「白紙2枚が生じた」ことか、「5月(予定)出版という小宮山談話と符号する」ことか。

(4)p2,18 行

「第10段落及び第11段落は否認ないし争う」とあるが、

第10段落において、左頁の「名指し」と右頁のこれに対応する場所に存在する「9項目の特徴」は一般人からは関係があるに見えるが、何を否認し、何を争うのか。

第11段落において、本書(およびコメント3.0)は、その前段のコメント2.4に大幅加筆したものである。その加筆部分において、一般人には科学者および評論家を名誉毀損ないし侮辱したと見えるが、何を否認し、何を争うのか。

4 不法行為の成立

(1)p2.20 行

第1段落において「コメントに懐疑論に対する誤解や思考に欠け、また悪口雑言の記述があることは否認する」とあるが、懐疑論に対する誤解や思考に欠ける記述はないというのか。また悪口雑言の記述はないというのか。

(2)p2,22 行

「第 2 段落は否認ないし争う」というが、科学者や評論家にとっては、この 9 項目はその失格を意味する。例えば、「三段論法の間違いなどロジックとして誤謬がある」ような議論をする者は科学者や評論家として失格ではないのか。

(3)p2,24 行

第 4 段落は不知というが、この甲 12 号証は東京大学が『地球温暖化懐疑論批判』をインターネット公開した直後の反応であり、これを「不知」とすることは誰が見てもおかしい。これをあえて強弁するのであるから、その「やましき」が透けて見える。

またこの甲 12 号証のブログには『地球温暖化懐疑論批判』の著者のひとり増田耕一が"masudako"のペンネームで何度も書き込みをしている。したがって、これを「不知」とする訳にはいかないのではないのか。

(4)p2,25 行

第 5 段落及び第 6 段落は否認ないし争うというが、第 5 段落で、東京大学の影響力は大きいという事実を否認するのか。第 6 段落で、山本政一郎は単なる執筆者であって、東京大学という肩書を持つ執筆者としては必要なかったと強弁するのか。

一般人から見て影響力の大きい東京大学の執筆者が存在するからこそ、この書物『地球温暖化懐疑論批判』の価値は高まり、その名誉毀損と侮辱の効果は大きくなる。また、「東京大学という所属名を持つがゆえに分担執筆者となったのではない」とあるが、「東京大学山本政一郎」と経歴詐称させた被告山本がいなければ、この書物『地球温暖化懐疑論批判』は東京大学の「研究機構に所属する研究者の研究成果を社会に還元する」(甲 8-2)ための書物ではないことになる。

そこで、経歴詐称させた訳だが、「この経歴詐称により成立する書物」への莫大な国費の投入は東京大学による犯罪である。

5 不法行為または犯罪の動機(p3,4 行)

記事の存在は認め、「その余の事実を否認ないし不知」というが、名誉毀損ないし侮辱という東京大学の不法行為または犯罪に関連して、何をどのように否認し、何を不知というのか、明らかにされたい。

特に、東京大学が、その発行する書物において、地球温暖化懐疑論者として 12 名の科学者または評論家を懐疑論者の代表に選んだ根拠は何か。ひとりずつ説明されたい。

また、近年人為的 CO₂ 温暖化説の綻びと重なって、そのあせりが「温暖化懐疑論に終止符を」(甲 7-7)と小宮山前東大総長に言わしめ、この方針に沿ってこれらの懐疑論者の代表 12 名に 9 項目の特徴を貼り付けた、とするのが理解し易い。

6 小宮山氏のかかわり(p3,7 行)

記事の存在は認め「その余は否認ないし争う」というが、何を否認し、また何を争うのか明確にされたい。下記項目ごとに、否認するのであれば根拠を、争うのであれば争う内容を明示されたい。

①「私(小宮山宏)が代表を務める IR3S で、懐疑論に反論する本を 5 月(予定)出版します」を否認するのか。

②小宮山東大総長(当時)が、「東北大学明日香寿川教授と住明正教授が中心になって、しっかりと反論しています(甲 7-7)と述べていることは、彼が住教授に懐疑論者の活動を抑えるよう指示したことの証拠ではないのか。

③「住教授が文部省の費用を使って、本書を大量に印刷・配布した」ことを否認するのか。

④ 本書の前文に「9 項目の特徴を書き加えた」ことを否認するのか。

⑤本書のはじめにの直前に位置する **Our mission** において、懐疑的あるいは否定的な議論に対して「こうした現状を座視すべきでない」として、小宮山前総長による「温暖化懐疑論に終止符を」という指示を具体化したことを否認するのか。

⑥ 小宮山氏が「CO225%削減」の重要人物であることを否認するのか。

⑦不法行為であることを承知のうえ、「名指しした 12 名の科学者または評論家の社会的評価を低下させ、その支持者を離反させようとした」ことを否認するのか。

いずれも、根拠を示して回答されたい。

第二、「求釈明」への無回答に反論する

1 求釈明 1、名誉毀損の成立について

被告は、求釈明 1 に対し、「原告外を名指して誹謗、中傷、侮辱、個人攻撃しているわけではない」を口実にして、「答える必要はないと思料する」として、一切回答しなかった。

しかし、東京大学の発行したこの『地球温暖化懐疑論批判』の「はじめに」に記載された 9 項目の議論の特徴は、ここに名指しされた 12 名の議論の特徴として特に掲げたもの以外には説明不可能である。

もしも、この 9 項目の特徴が「懐疑論または否定論を全体的に評価・論評したものに過ぎない」(被告準備書面(2)p3)のであれば、この 9 項目は多くの著作で発表されている筈のものであるが、原告の調査するかぎりこの書物(およびコメント 3.0)以外には見当たらない。仮に、存在するとしても、CO2 温暖化論者のごく身内の論評に存在するに過ぎないものであろう。

また、この 9 項目の特徴が、この書物の対象とする 12 名の議論と関係がないのであれば、この書物にこの 9 項目の特徴を書き加える必要はない。それなのに、被告も認める「(原告らにとって)不快な表現」(被告準備書面(2)p3)を、あえて書き加えたことに、その名誉毀損ないし侮辱の意図が示されている。

したがって、この被告の「回答しない」との対応は、不利なことには答えないという場合

に相当し、民訴法第 159 条①により、本件が不法行為であったことについて被告は自白したものとみなされる。

けれども、この無回答という自白では事実経過は明らかにならない。そこで、質問を詳しくするので、被告は誠実に回答されたい。

(1) 原告は、「名指しされた 12 名の議論には、9 項目の特徴は存在しない」と主張する。被告が「存在する」と主張するのであれば、別表の該当する空欄にその該当することを示す「○」印をつけるよう求める。

(2) 名指しした者に対して、その議論に「○」印がつかないのであれば、原告は、「虚偽のレッテルをその名指しした者に貼り付けたことになり、その者に対する名誉毀損ないし侮辱が成立する」と主張する。

「○」印が存在しない場合であって、黙秘であれば、争うことを明らかにしない場合に相当し、159 条①の自白ということになる。

そして、『地球温暖化懐疑論批判』の「はじめに」に存在する「懐疑的あるいは否定的な議論には、次のような特徴を持つ者が多い」としたことはまったくの虚偽であったことになる。このような虚偽による名誉毀損ないし侮辱行為が真実の殿堂と誇り高き東京大学にとって許されることではない。

また、該当するとして「○」をつけた議論が存在する場合には、その議論をした者に対して、その者の議論とその特徴の関係が真実であることを被告準備書面で明らかにされたい。真実でなければ、やはり名誉毀損ないし侮辱が成立する。

(3) さらに、原告は、「原告の調査によれば、この 9 項目の特徴の記述は、被告東京大学がこの書物『地球温暖化懐疑論批判』のために特に創作したものである」と主張する。

もしも、被告が、これら 9 項目の特徴は、他の文献から引用したものであると主張するのであれば、その引用文献を明らかにされたい。

なお、原告準備書面(1)(p6-p7)に記載している「理由」について、被告は認否をしていない。この認否をしないのであれば、ここに記載された内容は、民訴法 159 条①により被告の自白となる。

ただし、この「自白」では、事実経過がなお明らかとは言えない。そこで、被告住東京大学教授の当事者尋問と明日香東北大学教授の証人尋問によりその事実経過を明らかにする予定である。

ところで、被告準備書面(2)p3、25 行には、「さらにいえば、原告がこのような求釈明をすること自体が、上記記載部分が原告という特定人の社会的評価を低下させていないことを自認するものである」との記述がある。この一文は何が言いたいのか意味不明である。そこで、普通人に文章として理解可能なようにその表現を改められたい。

2. 求釈明 2、被告山本政一郎の経歴詐称について

釈明事項(1)については、回答したことを認める。被告準備書面(2)p4 によれば、被告山

本政一郎は、本書の原稿としての「コメント 3.0」を執筆したという時期(09年5月)では、東京大学大学院学生(卒業遅れか?)であったようである。

しかし、本書の発行した時期(09年10月)には、産業技術総合研究所職員であって、東京大学とは関係がない。したがって、被告山本政一郎の経歴詐称は明らかとなった。このような経歴詐称を東京大学がさせたのであれば、これまで東京大学が、経歴詐称を理由にして処分を繰り返してきたことは、一体何だったのかということになる。

ところで、何故、東京大学が被告山本政一郎に経歴詐称をさせたのか、また現在もこの経歴詐称を続けさせており、『地球温暖化懐疑論批判』の記述を訂正しない、という点が問題となる。

釈明事項(2)および(3)について、被告は「その余については答える必要がない」として回答を拒否したが、その事実はこの経歴詐称の意味を明らかにするために必要である。

また、原告準備書面(1)(p7-p9)記載の「理由」に対する認否をしなかった。この行為は民訴法159条①により「自白」ということになる。しかし、この無回答という「自白」では、事実経過が明らかにならない。

そこで、(2)、(3)をそのまま再質問するので回答されたい。

なお、被告山本政一郎の当事者尋問において、さらに詳しい事実経過を明らかにする予定である。

3、求釈明3、分担執筆者の明記など「当然の作法」について

被告は、釈明事項(1)、(2)、(3)に対して、「答える必要がない」と一切拒否した。これは民訴法159条①により被告の「自白」となる。しかし、それでは、事実経過が明らかにされない。そこで、質問を変えるので誠実に回答されたい。

(1)原告は、「多数の著者の執筆による科学書においては、編集責任者名と巻頭、末尾の執筆者名を記載することが原則である。したがって、この『地球温暖化懐疑論批判』においても、編集責任者名と巻頭、末尾の執筆者名を記載すべきである」と主張する。被告は、この原則にしたがって、これらの氏名を回答されたい。

(2)原告は、「科学書においては、複数の著者による著作の場合、その著作の著者のすべての氏名列記する。そして、先頭に記載された氏名の者が、その著作の代表者であって、その著作の責任を負う。この原則は集団で議論したなどの言い訳では崩れるものではない。したがって、この『地球温暖化懐疑論批判』においても、この原則にしたがって、著作ごとに著者の氏名を記載すべきである」と主張する。被告は、この原則にしたがって、著者名を明らかにされたい。

(3)原告は、「科学書においては、名指しで批判する場合、名指しした者にその科学書を送付することが原則である。しかも、送付の催促があればなおさらである。しかし、被告は本書を批判した12名に送付しなかった。それだけでなく、返事さえしなかった」と主張する。被告はこれに回答されたい。

なお、原告準備書面(1)(p9-p10)に記載している「理由」について、被告は認否をしていない。この認否をしないのであれば、ここに記載された内容は、民訴法 159 条①により被告の「自白」となる。

さらに、原告は、「被告がこの科学書としての「当然の作法」をしなかったのは、本書が科学的には無内容であって、しかも誹謗、中傷の類いであるとの自覚があり、この内容に対する「直接の反撃」を恐れたからである」と主張する。

その証拠は、著者であることが暴かれている河宮未知生、江守正多の場合に示される。原告から彼ら宛ての何通かの手紙(甲 11-1、3、4)に、両人は一切回答しなかった(つまり、できなかった)のである。

第三 被告答弁書と被告準備書面(1)に対する反論

被告は、原告の主張に対して「否認ないし争う」と述べるだけで、否認する根拠も争う内容にも一切記述していない。これでは「無回答」と同じであって、各項目ごとに誠実な回答をしなければ、民訴法 159 条①により、原告の主張に対して「自白」し、これを認めたことになる。

以上